

平成30年度 第2回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成30年11月1日（木） 午後7時00分～9時00分
2. 場 所 中野区役所4階 庁議室
3. 出席者(10名)
 - (1) 委員（五十音順：敬称略）

| | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 石川 宏 | 稲尾 公貴 | 櫛田 正昭 | 櫻井 英一 | 鈴木 和子 |
| 林 香江 | 福原 紀彦 | 星野 新一 | 真先 薫 | 吉川 信將 |
 - (2) 招聘
古本区議会事務局次長、高橋教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当）
 - (3) 事務局
高橋経営室長、石濱経営室副参事（経営担当）、事務局職員
4. 議 題
 - (1) 中野区議会の活動状況等について
 - (2) 中野区教育委員会の活動状況等について
 - (3) 配布資料の説明について
 - (4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

(1) 中野区議会の活動状況等について

会 長

定足数に達してございますので、平成30年度第2回目となる特別職報酬等の審議会を開催させていただきます。お手元の次第に従いまして、本日審議会の進行をさせていただきます。

前報酬等の審議に当たりまして、区議会及び教育委員会から関係者をお招きしてお話を伺おうということになりましたので、本日は、古本区議会事務局次長、高橋教育委員会事務局副参事にお話を伺います。さらに前回ご要望がございました勧告資料等につきまして、事務局の調査結果のご報告を受けます。本日タイトなスケジュールでございますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、議会の関係者として古本区議会事務局次長に、中野区議会の活動状況等について、ご説明をいただきたいと思っております。

第1回で配付いたしました資料の9番がご説明いただく資料になります。ご説明をお願いします。

古本区議会事務局次長

古本と申します。よろしく願いいたします。

～平成30年 中野区議会の活動状況等の説明～

会 長

それでは引き続きまして、ご質問等各委員から承りまして、意見交換なども行いたいと存じます。

石川委員

必ずどこかの常任委員会に議員は所属しているのですね。

古本区議会事務局次長

はい。

石川委員

議長、副議長が常任委員会に所属するときは、一般の委員になるのですか。

古本区議会事務局次長

そうです。

石川委員

議会運営改善検討会というのは、現在が22期なのでしょうか。

古本区議会事務局次長

現在22期の後期、4年間のうちの後のほうの、後期になっています。

石川委員

この期は改選ごと、4年間ですか。

古本区議会事務局次長

選挙がありまして、今の4年間で22期という区分けになっています。

櫛田委員

議員は、議会中は原則出席されているのですか。

古本区議会事務局次長

原則、出席されています。

会 長

特別委員会の委員長及び副委員長が各3名となっていますので、特別委員会数は現在7つから3つになっているということですか。

古本区議会事務局次長

特別委員会は、決算と予算を含めて、通常5つになります。平成29年は途中で見直しがありましたので、区役所及び体育館整備調査と区内駅周辺等まちづくり調査というのは5月以前に設置があったものでございます。決算と予算は、一定期間だけ設置をされます。

会 長

常任委員会は継続してあるわけですから、その月額報酬が払われている。特別委員会の委員長の報酬というのはどういうふうになっていますか。

古本区議会事務局次長

ここでいう報酬は、中野駅周辺・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会、少子高齢化対策調査特別委員会と防災対策調査特別委員会の3つの特別委員会が該当します。

予算と決算の特別委員会の委員長は、常任委員会の委員長がなるのが通例なので、常任委員会の報酬を支給されています。

会 長

常任委員会の委員長が、決算特別委員会、予算特別委員会の委員長を兼ねられると。

古本区議会事務局次長

兼ねています。

真先委員

区役所及び体育館整備調査特別委員会、区内駅周辺等まちづくり調査特別委員会の2つの特別委員会の委員長はどういう方がやられていますか。常任委員会の委員長が兼ねているのですか。

古本区議会事務局次長

別の方です。

真先委員

特別委員会が無くなると委員長の報酬はどうなるのですか。

古本区議会事務局次長

委員長でなくなったら、一般の議員の報酬になります。

鈴木委員

常任委員会の総務委員会の所管事項に、監査に関することと書いてあるのですが、この方が監査委員になられているのですか。

古本区議会事務局次長

この所管事項は、選挙管理委員会や監査委員会の業務を審議するものという意味です。議員選出の監査委員もいらっしゃいますけれども、必ずしも総務委員会から選出されるわけではなくて、ほかの委員会の委員になる場合もあります。

鈴木委員

その方は議員報酬プラス監査委員の報酬もいただいているのですか。

古本区議会事務局次長

そうです。

鈴木委員

それ以外に何か他にいただいているものとかありますか。

古本区議会事務局次長

政務活動費というのがあります。それは実際に会派の政務、区政調査等に使う費用でございます。

鈴木委員

それはお支払いをして、残った場合は戻すのでしょうか。

古本区議会事務局次長

必要な分だけ、補助し、使わない分は返します。

鈴木委員

大体幾らぐらいお支払いしているのですか。

古本区議会事務局次長

1人当たり月で15万円。

鈴木委員

もらわない人は、いらっしゃるのですか。

古本区議会事務局次長

もらわない方もいらっしゃいます。

稲尾委員

常任委員会との関係なのですけれど、例えば議長の方が、委員会で委員長も兼ねる場合があるのですか。

古本区議会事務局次長

ないです。議長はなつてはいけないという決まりはないのですけれども、これまでの例ですと別の方が委員長になっています。

石川委員

議員定数42名の数を問題にして、何らかの議論は出ているのですか。

古本区議会事務局次長

会派の中での議論というのはございます。

石川委員

会派を超えて、協議をしようとか、そういう機運が高まっているという状況ではないのですか。

古本区議会事務局次長

法定外の会議の中では、議員定数について議題にして、継続して議論はされております。

石川委員

3年ぐらい前に私が質問したときにも、今と同じようなお答えがあった。知っている議員に聞いたら、ほとんど話なんかしていませんよということを知ったので、もう1回同じ質問をさせていただいたのですけれども、結論としてみれば見直すような方向にまでは、進んでいないということでもいいですか。

古本区議会事務局次長

現状ではそうです。

林委員

議長、副議長、委員長、副委員長は、どうやって選ばれていますか。

古本区議会事務局次長

議会の中で議長、副議長は選挙で選ばれます。委員長と副委員長は、それぞれの委員会で決定をします。

吉川委員

どの委員会に誰が所属するかというのは、どこで決まるのでしょうか。

古本区議会事務局次長

法定外の会議の中で、協議を行いまして、その結果、本会議の中で議長が指名するという形をとります。

星野委員

定例会、臨時会で約105日間ありますが、この中で常任委員会が開催されているのですか。

古本区議会事務局次長

そうです。それ以外の閉会中に会議が行われることもあります。特別委員会も同じです。

星野委員

閉会中の審議、委員会というのが結構あるのですか。

古本区議会事務局次長

閉会中もあります。

会 長

前も聞きましたけれど関連して、最近、副業というか、何か他にも仕事をしながら議員をされている方というのは、少なくなっているのですか。

古本区議会事務局次長

今、手元に正確な数字というのは持っていないのですけれども、専任の方が圧倒的に多いと思います。

会 長

議員として生活されるのに必要な報酬の額が出ているけれども、毎日ではないので、議員によっては議員活動のほかに一般の区民としてほかに働くものがあるという方もいらっしゃるわけですね。

古本区議会事務局次長

個別のケースになりますが、他の仕事に従事されている方もいらっしゃいます。

会 長

その場合、議員になったからつけなくなる職業はあるのですか。

古本区議会事務局次長

例えば一般の公務員、他の議会の議員、国会議員とかは、兼職禁止という規定があります。

会 長

職業を持つこと自体は別に構わないのですか。

古本区議会事務局次長

構いません。例えば、区長選挙に出馬したら失職する等他の公職と兼務できないという規定があります。

会 長

兼職、あるいは他のところで収入が発生する職員を兼職する場合には、議会の承認を得るとかいったようなルールはあるのですか。

古本区議会事務局次長

特に許可が必要ということはありません。

会 長

最近、議員のお仕事は経年で見て増えていますか。中野区議会の場合、議員活動は忙しくなっているのか。あるいは、忙しくなっている上に、議会の改善検討会もあるようだけれども、議会運営についてはかなり積極的に他の区の議会に比べると、そういう改革などがよくされているのでしょうか。

古本区議会事務局次長

他の議会と比べてということないのですけれども、区の仕事というのは日々どんどん拡大をして、以前に比べて分量的に多くなっています。少子高齢化に伴う福祉のこととか、地域支えあいのことなども、区の仕事が拡大するのと同様に、議会で考えていく、検討する範囲も広がっていているように考えます。

吉川委員

会期と実際に会議をやっている日にちの違いを知りたいです。例えば、第2回定例会は15日間となっていますが、6月1日から15日まで、毎日毎日会議を開催し、検討会等をし

ているとは思えないし、土日も含んでいる。本当の実働日数が見えてこない。

古本区議会事務局次長

例えば、第3回定例会でしたら、その間に決算特別委員会が設置され、その中で会議が開かれます。毎日毎日会議があるわけではないのですが、会議に出席するに当たって、研究、勉強、準備の期間というのがこの期間になろうかと思えます。もちろんこの会期中以外にも、区政に関する研究はされていますので、どこからどこまでが仕事としてはっきりしているわけではありません。

会議の日は出てきますが、それ以外の時間も会議に臨むに当たっての準備や、区民の声を聞く等の活動を常にされています。

真先委員

特別委員会も常任委員会と同じように、どれかに入ることになっているのですか。

古本区議会事務局次長

はい、3つのどれかに入っています。

真先委員

そうすると決算、予算は、ダブって入っているということになるのですか。

古本区議会事務局次長

その時期は、ダブって入っています。

星野委員

定例会に出席すると、交通費が出るのですか。

古本区議会事務局次長

はい。費用弁償されます。

星野委員

費用弁償、それはどういう基準なのですか。

古本区議会事務局次長

条例で決まっています、1日のうちに、例えば幾つか会議があったとしても、1日は3,000円しか出ません。定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、議会運営委員会や特別委員会も費用弁償の対象となります。

会 長

会期中は会議がなくても払われているのですか。

古本区議会事務局次長

会議がないときは払われません。

会 長

審議の途中でお聞きしたいことがございましたら、事務局からお尋ねをすることもありません。できるだけ議員の皆さん方の活動を踏まえて、充実した審議をするためですので、どうぞよろしくご協力願います。

(2) 中野区教育委員会の活動状況等について

それでは、教育委員会の活動状況につきまして、高橋副参事から、教育委員会の活動状況等のお話をいただいた後、意見交換をいたしたいと思えます。

第1回で配付いたしました資料の11番がご説明いただく資料になります。では、ご説明をお願いします。

高橋副参事

高橋と申します。よろしくお願いたします。

～平成30年 中野区教育委員会の活動状況等の説明～

会 長

ありがとうございます。私から最初に、教育長が不在中は、どのような体制なのですか。

高橋副参事

教育委員会におきましては、教育委員の伊藤委員が職務代理として教育委員会の進行を務めています。事務の執行等につきましては、事務局の次長が臨時的な対応をしています。教育面、学校に対しての指導、運営に関しての部分につきましては、指導室長が実質的に学校長と連絡をとっています。イベントや学校の行事等での挨拶につきましては、事情を踏まえご遠慮をさせていただき、又は次長が代りに務めさせていただき対応などを行っています。

会 長

教育委員は非常勤の特別職ですが、教育長の臨時代行中の給料月額や、その他の職務を代行している方々の報酬についてはどうなっているのですか。

高橋副参事

教育委員の月額報酬に関しましては、報酬が変わらない中で対応しています。毎週金曜日の教育委員会に来ていただくことが主になっていまして、それ以外に来ていただくことは、ほぼございません。そういうことも含めて、月額報酬につきましては変更していません。

会 長

気の毒ですよ、一時欠けたりしたときは、職務代理というのは必要なことですが、選任されていないのは、どういうふうに議会並びに、区民に理解していただいているのか。選任に向けての今の状況はどうなのですか。

高橋副参事

区長が議会の同意を得て任命するものですので、事務局としては、特に述べる立場にないです。

会 長

我々に報酬を決めさせておいて、払う人が不在というのでは、区長は私たちに特別職の給料月額を決めてくださいと諮問されていて、その支払う人を任命していないというのは、ちょっとおかしいのではないかなと普通思いますけれど、何か理由があるのでしょうか。

高橋室長

鋭意今、進めています。これは人事の関係なので、議会に選任同意の議案が出た段階で初めてお知らせできます。

会 長

教育長の職務としてどんなことが必要なのか聞いているのに、教育長がいなくても動いていますというのでは。本当は、教育長本人に来ていただいて、中野区の教育長というのはこれだけ大変なのですよというお話を聞くのが私たちの務めだと思うのです。

中野区の教育長というのはそんなに長い間、職務代理を置いておいてもいいような職責な

のか。私は立場上厳しく言っているのです。私が、答申書を渡す際に、区長に提言もできる立場だから言っている。

高橋副参事

多少私見も入ってしまうところがありますが、この4カ月半、どうにか実務は滞りなく進めるようにしているわけですが、教育長というのは全体を総理する立場で、全体を見られていた。今はそれぞれの専門分野から情報は提供いただきますし、指摘もいただきます。ただ、教育面で強い方、実務で強い方、やはり得意分野については限界性がありますので、全体を見渡し切れているかというところについては、非常に弱い部分があるかと思っています。

そういう中で、どうにか支障がないところで進めているというところで、全体を捉え、また将来を見据え、中野区の教育を進めていくということを考えた場合に、やはり全体、見切れていない部分もあるのではないかと懸念をいつも持ちながら進めています。

早期に教育長が就任されて、教育長の立場として全体を見ていただき、教育行政を進めていけるようにしていく必要があると思いますし、現在はどうか必要とされている部分をこなしているという非常に苦しい状況です。

会 長

法令上、何か必置職の不在に関するルールというのはあるのですか。

石濱副参事

教育長は、当然選任することになっていますが、不在の場合については、職務代理の規定があって、職務代理の方が行うという形になっています。

会 長

職務代理の月額、給料月額については、それぞれの自治体が決めればいいのですか。

石濱副参事

報酬は、条例で決めることになっています。中野区においては職務代理者の報酬を定めていませんので、今までどおりの報酬で支払っています。

会 長

先ほど大変苦勞している、行事には事情を言って出られない場合は、それぞれの方々が分担するなり、専門性の強い人が出られるのですけれども、前教育長が、行事に出るのが仕事というよりも、行事に出て、そこで区民の教育に関するいろんな話を聞いたりすることを教育長が行うことによって、全体的な教育委員会の方針等に関してリーダーシップを持っていかなければならない大変な役職だと我々は聞いて、できるだけ教育長の給料月額というものについては、次世代を育てる、そういう自治体の中でも大変な役割を担っておられるので、配慮をして審議してきている。

教育長が決められていないということは、この審議会の会長という立場からも、今度答申を区長に渡すときに申し上げようとは思っています。それはこの審議会の会長としての職責であろうと思っています。その点をどういうふうに事務局のほうでお考えかということをお聞きさせていただいたということです。

真先委員

仮に答申どおりになるという前提に立って、その時に教育長がいなかったら、勧告する意味はあるのですか。

会 長

前教育長が辞職されたのが6月だから、ここで決めた答申案も決定したらさかのぼるのだけれど、辞職して職を退いた方については適用がない。今度新たに就任される方に適用される。

石川委員

何月にさかのぼるのでしょうか。

石濱副参事

それは答申次第となります。例えば、職員の勧告につきましては、マイナスの改定になりますので、さかのぼって適用するというのは不利益の遡及になりますので、できないこととなります。ただし、事実上4月1日に遡って所要の調整という形をとって、実質的に下げる形で調整を行います。

石川委員

不利益は、さかのぼれないと言いましたけれども、例えば、もらい過ぎて返すということはないということなのですか。

石濱副参事

4月1日にさかのぼってマイナスの給料表にするということは、不利益処分になりますのでできない。ただし、事実上、下げたのと同様の調整を行います。

石川委員

例えば6月に辞められた教育長には、仮に審議会がマイナスの答申をして、議会も通った場合に、返さなくてはいけないものというのが出てくるのか。

石濱副参事

辞めた方については、それを適用できません。

林委員

資料に会合等は90日とありますけれど、1年間でどれくらいの活動日数となりますか。

高橋副参事

教育長は常勤ですので、毎日です。ここに書いてありますのは、そのうち行事に出席する数です。この行事以外にも日々具体的に事務局を指揮命令、また様々な相談に乗るというような、なかなか目には見えにくいところも含めて活動をされています。

林委員

基本、毎日9時～5時ぐらいか。

高橋副参事

はい。常にその席におられて、事務的なところ、また教育に関してのところに対しての仕事をされています。

会長

教育長と次長の報酬のアンバランスというか、部長クラスの給与と特別職の給与に逆転は生じていないか。

石濱副参事

生じていません。

星野委員

教育長の選任の同意は、議会の承認を得なくてはいけないということは、定例会が始まらないと教育長は決まらないということですか。

高橋副参事

定例会が開かれないと決まりません。

会 長

そうすると第3回の定例会では議案が出なかった。

吉川委員

教育長が決まらない場合ですけれども、資料4ページの(4)区の政策方針を審議する会等への出席に、今後影響が出てくるのでしょうか。

高橋副参事

現在も教育長不在ですので、この部分については出席がかなわないというところです。

櫛田委員

子ども教育部と教育長との関係ですが、今は一体で運営されているが組織的に分けることはないという前提でこの報酬を決めるのですか。

会 長

区によって、この辺のところは若干違っている。中野区の子ども教育部長は、次長が職責としては兼ねているのだけれども、子ども教育部を設置して、一体運営をしているので教育長が子ども教育部も結局束ねる立場になっているという理解です。

資料に子ども教育部を統括する役割も教育長が担っていると書いてあります。実質一体運営だから、子ども教育部を統括する役割も教育長が担っているという表示があります。

高橋副参事

資料中では、統括するという表現で書いていますが、密に連携をとりながら一体性を保つというところで関与しているということを表そうとしています。例えば保育園、幼児教育の部分で、区長部局で保育園を所管していますが、そこでの幼児教育になりますと、一体的な対応、考えを持ちながら、施策を展開していく必要もあります。また特別な支援を要する子どもたちに関しても、福祉部門と教育部門の一体的な取組が必要になります。そういった意味で中野区は教育と福祉、一体的に提供できるような体制をとっています。

そういう中で教育長が区長部局の仕事、保育は福祉部門との連携に携わっているということを書きたかった。言葉の使い方については、誤解を生む表現がありますので、今後使う資料についてはより適切な資料に変えていきたいと思います。

会 長

予定した時間も来ておりますが、お尋ねすることができましたら、事務局のほうからまたお問い合わせさせていただきますので、ご協力のほどお願いをいたします。

(3) 配布資料の説明について

会 長

それでは、前回各委員からお尋ねいただきました点や、説明中まだ理解が行き届かなかった点等につきまして、事務局より配付資料を用意していただきました。石濱副参事から配付資料の説明をいただきたいと思います。

石濱副参事

～事務局 行政職給料表及び区長、副区長の職責・職務及び活動状況について の説明～

会 長

我々はよく官民の格差を基準にして、答申することがあるのですけれども、普通、官民格差というのは、例えば高卒や大卒から入職後何年目の何歳ぐらいの人たちが民間でもらっている平均と職員の平均を比べてみたということで理解していたのですけれども、それを新しい表ですると逆転しているということですか。

石濱副参事

比較をするときに、例えば1級の事務職、主任、係長級となっています。従前は一般事務職が2種類に分かれていました。そこでの比較対照する役職をどの層と比較をするかというのは決まっていたのですが、その辺に若干の相違があったというようなことを聞いています。

会 長

副区長は選任しましたか。

石濱副参事

副区長は2人選任されています。

会 長

副区長の職務以外の職責で、役員等についているとき、例えばこれが中野サンプラザの取締役等についていた場合に、その役員報酬というのはどうなっているのですか。

石濱副参事

ありません。辞退しています。

会 長

区長が役員等で報酬がつくものもあるのですか。

石濱副参事

ありません。

会 長

区長は無報酬で、そういう役職までやっておられるということですね。

稲尾委員

平成29年の行政職給料表の1、2、3等級が、平成30年の行政職給料表で1、2級に等級が分かれたのですけれども、平成29年の2級の人が平成30年の1級、2級のどちらに行くのか。

石濱副参事

基本的に平成29年の1級、2級につきましては、一般の事務職ですので、平成30年の1級に行きます。

稲尾委員

この給料表については、昇給とかは入っていないのか。

石濱副参事

入っていません。

真先委員

平成29年の行政職給料表の主任主事3級の50号給は、平成30年の行政職給料表では1級の92号給となっている、これはその人の仕事が主任主事の仕事ではないという判断で1級になったのか。

石濱副参事

平成29年の行政職給料表の1級から3級については、まず、平成30年は、全員一般職の1級にすると位置づけをしました。その中で主任に任用する人については、2級に格づけをして移すという形になります。

真先委員

全員1級にした。

石濱副参事

はい。平成29年までの主任の職と平成30年からの主任の職は、職が違うという位置づけになっています。

会 長

考えようによったら、平成30年の行政職の給料表のつくり方が、官民よりも有利になってしまったから変えますよということですか。この間、民も上がっているし、国の人事院の勧告も上げてきているの。特別区人事委員会だけ下げろと言っているのは、平成30年4月1日に改正した6級のこの表のつくり方に問題があったと。

石濱副参事

そういうことではないと理解をしています。先ほど言いましたように、1、2、3級だったものが1級になりました。主任については、その中で2級に格づけをしていますが、1級のままの職員も一定数います。1級の職員が増えることによって、最高号給を超えた方の場合には現給保障をすることで、1級を比較対照とする者の全体の給料が少し膨らんでいるということがあったと聞いています。

石川委員

特別区人事委員会の勧告を見る限り、少なくとも一般職の職員の月例給は大体39万幾らというのは、去年でもおとしでも一緒です。何でこんな格差が出たかというのと、この調査では、民間の従業員の給料が下がってしまっている。だからマイナス2%がついている。

会 長

平成30年4月1日改正の行政職給料表はいつ出てきたのですか。

石濱副参事

平成29年の人事委員会勧告で出ていました。この年は4月1日に制度を改正するのが他にもあったので、この平成29年4月1日改定の表と、平成30年4月1日改定の表、2つが出ていました。

真先委員

先ほど報告いただいた議会での条例改正ですが、反対意見の理由について、その人たちはどうしたかったのでしょうか。つまり上げなくてもいいというレベルなのか、それとも下げろと言っているのですか。

石濱副参事

そこについては具体的な発言がないので、分かりかねます。

稲尾委員

資料にある区長の4つの柱の中で、「中野区を子育て先進区に」というのがあって、主な取組の例として、子育て先進区に向けた取組の推進とありますので、今、教育長不在のままですので、しっかりやっていただきたい。

会 長

答申するときに、教育長が不在で、どのように職務を遂行されているのかが分からないまま、審議をしなくてはならなかった。異例の事態でしたということを、苦言を含めて、答申の際に申し上げたいと思います。

石川委員

参考なのですけれども、東京都人事委員の勧告では、民間従業員の給料も出ていて、40万1,000円となっている。資料として欲しい。

石濱副参事

東京都人事委員会勧告の概要を用意します。

(4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会 長

いろんな意見が分かれそうな次回になりますが。次回は一定の方向性で答申の内容の骨格はつくって、4回目に答申案を具体的に検討するという形をとらせていただきたいと思います。次回は11月16日の金曜日の午後7時ということになります。もう一度今日のことを踏まえて、ご意見のご準備をいただければと思います。

ここで、石濱副参事から第4回の日程調整についてお願いします。

石濱副参事

第4回の審議会の日程につきまして、日程調整をした結果、12月19日水曜日になりました。委員の皆様全員が揃う日程がございませんでしたので、9名での開催になります。

会 長

3回目は鈴木先生のご都合がつかないと。もしご意見があれば、事務局にお寄せいただいても結構ですし、あるいはほかの委員の方々に委ねるということでも結構です。ご欠席いただいた方々のご意見も答申案に反映できるように努めたいと思います。どうぞご容赦いただきたいと思います。長時間に及びましたけれども、本日の審議会は以上とさせていただきます。